

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 研究誌『兵庫社会福祉士』投稿論文等審査規程

規程第28号
2024年3月7日制定

(審査の視点)

第1条 研究誌『社会福祉士』の実践研究、実践報告の審査の視点は次のとおりとする。

- (1) 編集規程の目的に合致していること。
- (2) 本会に所属する社会福祉士が共有するとともに、社会に発信すべき優れた研究、または実践内容であること。
- (3) 論旨、論拠が妥当かつ明快であること。
- (4) 研究・実践方法とその結果に信頼性があること。
- (5) 研究展望、研究の位置づけが適切であること。
- (6) 公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領に基づいて研究・実践が行われていること。

(審査者)

第2条 審査は調査研究委員会が行う。

(判定)

第3条 実践研究、実践報告には判定を設ける。

2 実践研究は、審査により、次の第1号から第5号に判定される。

- (1) 実践研究として、そのまま掲載可
- (2) 実践研究として、調査研究委員会の指摘・修正事項に従い、掲載可
- (3) 実践報告として、そのまま掲載可
- (4) 実践報告として、調査研究委員会の指摘・修正事項に従い、掲載可
- (5) 掲載不可

3 実践報告は、審査により、次の第1号から第5号に判定される。

- (1) 実践報告として、そのまま掲載可
- (2) 実践報告として、調査研究委員会の指摘・修正事項に従い、掲載可
- (3) 実践報告として、そのまま掲載可
- (4) 実践報告として、調査研究委員会の指摘・修正事項に従い、掲載可
- (5) 掲載不可

(通知)

第4条 審査結果は、調査研究委員会が文書によって本人に通知する。

附 則

1 この規程は、2024年3月7日から施行する。